

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 2 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
しらす船びき網漁業	1	定めなし	定めなし	三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第 4 号及び共第 10 号から共第 14 号までの共同漁業権の漁場の区域並びに共同漁業権の漁場の区域のうち三浦市三崎町小網代地先の海面を除く。 イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位	3 月 11 日から 12 月 31 日まで	三浦市三崎に漁業根拠地※を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第 6 号、共第 7 号、共第 8 号及び共第 9 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 網口開口装置を使用してはならない。 2 網の全長（荒手先端から袋網魚捕部後端までの長さ）は 180 メートル以下とする。 3 地びき網漁業の操業を妨げて	令和 5 年 7 月 28 日から同年 8 月 27 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

				157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点 ハ 北緯35度8.1分東経139度19.7分（世界測地系）の点			はならない。		
同上	2	同上	同上	同上	同上	横須賀市長井に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第6号、共第7号、共第8号及び共第9号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
同上	5	同上	同上	同上	同上	横須賀市佐島、秋谷、久留和に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第6号、共第7号、共	同上	同上	同上

						第 8 号及び共第 9 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	3	同上	同上	同上	同上	葉山町に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第 6 号、共第 7 号、共第 8 号及び共第 9 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
同上	2	同上	同上	同上	同上	逗子市小坪に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第 6 号、共第 7 号、共第 8 号及び共第 9 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業	同上	同上	同上

						権者の受忍を受けている者			
同上	3	同上	同上	<p>三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号、共第6号から共第9号まで及び共第12号から共第14号までの共同漁業権の漁場の区域並びに共第11号共同漁業権の漁場の区域のうちニ及びホを結んだ線から共第11号及び共第12号の境界線までの海面を除く。</p> <p>イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点</p> <p>ハ 北緯35度8.1分 東経139度19.7分（世</p>	同上	鎌倉市材木座に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第10号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

				界測地系) の点 ニ 北緯 35 度 18.7667 分 東経 139 度 28.5293 分 (世界測地 系) の点 ホ 藤沢市江の島にあ る江の島展望灯台中心 点から真方位 253 度 5 分 1,650 メートルの点					
同上	4	同上	同上	同上	同上	鎌倉市腰越に漁業 根拠地を有し、か つ、しらす船びき 網漁業を営むこと について、共第 10 号共同漁業権 の漁場の区域にお いて当該漁業権の 漁業権者の受忍を 受けている者	同上	同上	同上
同上	2	同上	同上	三浦市三崎町城ヶ島城 ヶ島灯台から正西の線 以北で、かつ、次の イ、ロ及びびハを順次直 線で結んだ線以東の海 面。ただし、共第 4 号、共第 6 号から共第 9 号まで及び共第 12 号 から共第 14 号までの共	同上	藤沢市片瀬海岸に 漁業根拠地を有 し、かつ、しらす 船びき網漁業を営 むことについて、 共第 10 号及び共 第 11 号共同漁業 権の漁場の区域に おいて当該漁業権	同上	同上	同上

				<p>同漁業権の漁場の区域を除く。</p> <p>イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点</p> <p>ハ 北緯35度8.1分東経139度19.7分（世界測地系）の点</p>		<p>の漁業権者の受忍を受けている者</p>			
同上	3	同上	同上	<p>三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号、共第6号から共第10号まで及び共第12号から共第14号までの共同漁業権の漁場の区域を除く。</p> <p>イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点</p>	同上	<p>藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第11号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	同上	同上	同上

				<p>ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点</p> <p>ハ 北緯35度8.1分東経139度19.7分（世界測地系）の点</p>					
同上	4	同上	同上	<p>三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号、共第6号から共第11号まで、共第13号及び共第14号の共同漁業権の漁場の区域を除く。</p> <p>イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点</p> <p>ハ 北緯35度8.1分東経139度19.7分（世</p>	同上	<p>茅ヶ崎市に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第12号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	同上	同上	同上

				界測地系) の点					
同上	3	同上	同上	<p>三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号、共第6号から共第12号まで及び共第14号の共同漁業権の漁場の区域を除く。</p> <p>イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点</p> <p>ハ 北緯35度8.1分東経139度19.7分(世界測地系)の点</p>	同上	<p>平塚市に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第13号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	同上	同上	同上
同上	3	同上	同上	<p>三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号</p>	同上	<p>大磯町に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第14号共同漁業権の漁場</p>	同上	同上	同上

				及び共第 6 号から共第 13 号までの共同漁業権の漁場の区域を除く。 イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位 157 度 4 分の線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位 157 度 4 分 1,325 メートルの点 ハ 北緯 35 度 8.1 分 東経 139 度 19.7 分（世界測地系）の点		の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	1	同上	同上	共第 15 号共同漁業権の漁場の区域	同上	小田原市に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むことについて、共第 15 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
同上	1	同上	同上	共第 18 号共同漁業権の漁場の区域	同上	湯河原町福浦に漁業根拠地を有し、かつ、しらす船びき網漁業を営むこ	同上	同上	同上

					とについて、共第 18号共同漁業権 の漁場の区域にお いて当該漁業権の 漁業権者の受忍を 受けている者			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。